

秋田公立美術大学建物環境衛生管理業務委託仕様書

1 業務概要

本業務を実施するに当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、関係法令に定められた有資格者を派遣すること。

2 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

3 履行場所

秋田公立美術大学

秋田市新屋大川町12番3号

4 委託業務の内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の業務の受託（選任）
- (2) 空気環境の測定業務
- (3) 給水の残留塩素測定業務
- (4) 衛生害虫（ねずみ、こん虫等）の点検・防除業務
- (5) 特定建築物管理報告書の作成業務

5 建築物環境衛生管理技術者への委任および職務

- (1) 建築物環境衛生管理技術者
選任36か月
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の職務
 - ア 管理業務の計画立案、報告書（秋田市保健所提出用）作成および報告
報告書作成時期 5月・7月・9月・11月・1月・3月
 - イ 管理業務の指揮監督
 - ウ 特定建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査結果の評価
 - エ 建築物の環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施

6 測定方法等について

(1) 空気環境の測定業務

測定場所	測定事項	測定回数
外気	浮遊粉じんの量	5月・7月・9月・11月
図書館事務室	一酸化炭素の含有率	1月・3月
図書館グループ閲覧室	炭酸ガスの含有率	(上記5-(2)ア報告書作成時と同じ。)
図書館開架閲覧室(2階)	温度	
管理棟事務室	相対湿度	
講義棟 1階	気流	
講義棟 2階		
研究棟2階		
研究棟3階		

(2) 給水の残留塩素測定業務および排水について

測定場所	測定項目	測定回数
実習棟C ガラス成形窯室	残留塩素	毎週金曜日

*排水の処理については、適正におこなわれているか報告すること。

(3) 衛生害虫(ねずみ、こん虫等)の点検・防除業務

測定場所	測定項目・測定回数
管理棟 事務室・管理室・給湯室 清掃員控室・トイレ・ロッカー室	防除・点検 月1回
図書館 事務室・トイレ・閉架閲覧室・ホール	消毒 7月
厚生棟	1月
1F 厨房・食堂・ゴミ置き場・売店 自動販売機周辺・ホール・トイレ ロッカー	
2F 喫茶室・学生ラウンジ・ホール・トイレ	
講義棟 各ロッカー室	
実習棟 各給湯室	
ギャラリー棟 事務室・ホール(自動販売機周辺)	
地域交流棟 厨房・食堂・トイレ・出入口周辺	
サークル棟 給湯室・トイレ	